

奈良県介護老人福祉施設に係る入所指針

(要介護状態区分 1 又は 2 の方の特例的な入所に関する
部分) の Q & A

平成 27 年 2 月 16 日

平成 27 年 5 月 22 日改定

奈良県健康福祉部長寿社会課

目 次		
特例入所全般		頁
Q 1	要介護 1・2の方は平成 27 年 4 月 1 日以降、特養に入所できないのか。	3
Q 2	要介護 1・2の方が、入所申込をする場合の手順は、どのようになるのか。	3
Q 3	要介護 1・2の方は、平成 27 年 4 月 1 日以降、申込順で特養へ入所できないのか。	3
Q 4	入所判定時に要介護 3 であったが、入所日の前日に要介護 1・2 に改善した場合、特養に入所できないのか。	3
Q 5	平成 27 年 3 月 31 日時点で特養に入所している方が、平成 27 年 4 月 1 日以降に要介護 1・2 に変更になっても引き続き入所できるのか。また、平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した方が要介護 1・2 になった場合は、退所になるということか。	4
Q 6	平成 27 年 3 月 31 日までに入所申込をしている、要介護 1・2の方は、平成 27 年 4 月 1 日以降は特養に入所できないのか。	4
Q 7	要介護 1・2の方が特養に入所できる要件は何か。	4
Q 8	【削除】	
申込関係		頁
Q 9	平成 27 年 4 月 1 日以降、要介護 1・2の方からの、特養の入所申込の受付はできないのか。	5
Q 10	要介護 1・2の方の入所申込は、ケアマネジャーを通じて行う必要があるのか。	5
Q 11	要介護 1・2の方について、施設において特例入所の要件に該当しないと判断された場合、入所申込の取り下げは必要か。	5
Q 12	特例入所の要件に該当し、困難な理由を付記する際、申込者本人及び家族が理由を記載すればよいか。	5
Q 12-2	優先（特例）入所申込を複数の施設に行うことは可能か。	6
Q 12-3	居宅介護支援事業所 1 事業所当たりの優先（特例）入所申込者数の制限はあるのか。	6
Q 12-4	入所検討要領 2 (2)①エの「地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること」とはどのような場合をいうのか。	6
判定関係		頁
Q 13	要介護 1・2の申込者が、居宅において、日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があるかどうかを判定するに際し、検討要領 2 (2) ①記載の事情以外を考慮してもよいか。	6

Q14	現に入所している要介護1・2の方が入院等により一旦退所した場合、退院後にもとの施設への再入所を希望した場合には新規入所者として入所判定することになるのか。	6
Q15	特例入所による申込者は、例外的に特養の入所申込ができるというだけあり、実際の優先入所対象者の選定にあたっては、要介護3以上の他の入所申込者と同じ審査基準で判断すればよいのか。	7
保険者市町村への意見照会		頁
Q16	入所検討委員会で要介護1・2の方を優先入所対象者として優先入所対象者名簿に登載する場合、施設は、入所検討委員会の開催前に市町村に対し意見照会をする必要があるか。	7
Q17	市町村に対する意見照会は義務か。また意見照会を行ったが、市町村から回答がない場合はどう対応すればよいのか。	7
Q18	特例入所対象者を優先名簿に登載する際、施設が市町村に意見を求めることとしているが、施設から意見を求められた場合に意見を表明せず、市町村が事後的に実地指導等で確認する方法を原則としてもよろしいか。	7
Q19	施設は、市町村からの意見の内容も踏まえ、入所検討委員会において特例入所の必要性を判断するとされているが、市町村からの意見を踏まえた結果であれば、施設が市町村からの意見に反する判断をしても差し支えないか。	8
Q20	市町村への意見照会のひな形は示してくれるのか。	8
Q21	市町村への意見照会は、文書以外で行ってもよいか。又は市町村から施設への回答も、文書以外で行ってもよいか。	8
Q22	意見書を作成するに際して、市町村の事務職員では判断が難しいため、介護認定審査会の委員といった専門職の意見を参考にしてもよろしいか。	8
Q23	要介護1・2の方からの入所申込に対して、市長村が特例入所に該当しないと意見表明した場合、市町村の表明した意見に対し、当該要介護1・2の方が不服申し立てを行うことはできるのか。	8
Q24	市町村の意見表明は、市町村長名で行う必要があるか。	8

【特例入所全般】

Q 1 要介護1・2の方は平成27年4月1日以降、特養に入所できないのか。

原則入所できない。ただし、要介護1又は2の方であって、特例入所の要件に該当する場合には、優先入所として取り扱うことは可能。

Q 2 要介護1・2の方が、入所申込をする場合の手順は、どのようになるのか。

要介護1又は2の方の特例入所の手続きは優先入所として扱う。

- ① 本人の状態をもっともよく知っているケアマネジャーを通じて優先（特例）入所の申込。（優先入所検討票を施設に提出）
- ② 特例入所の要件に該当するかどうかを施設で判定。
（以下は、現行の優先入所の場合と同じ）
- ③ 特例入所に該当すると判定されれば、優先入所申込受付簿に登載。
- ④ 入所検討委員会で、優先入所の対象者となるかどうか検討。
- ⑤ 優先入所の対象者に選定されると優先名簿に登載。
- ⑥ 一般名簿の第1位の者と優先名簿第1位の者入所の必要性を比較して入所者を決定。
（別紙、「要介護1・2の者の特別養護老人ホームの優先（特例）入所について」参照）

Q 3 要介護1・2の方は、平成27年4月1日以降、申込順で特養へ入所できないのか。

- 1 入所申込時に要介護1又は2の方は、平成27年4月1日以降、一般入所（申込順の入所）申込はできない。
- 2 入所申込時、要介護1又は2の方で、特養の入所を希望され、かつ特例入所の要件に該当する方は、優先入所の申込をしていただく必要がある。

Q 4 入所判定時に要介護3であったが、入所日の前日に要介護1・2に改善した場合、特養に入所できないのか。

原則、入所できない。ただし、要介護1・2に改善した方が、特例入所の要件に該当する場合には、優先入所の申込をしていただくことは可能。

[全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A[10月22日版]問3を基に作成]

Q 5 平成 27 年 3 月 31 日時点で特養に入所している方が、平成 27 年 4 月 1 日以降に要介護 1・2 に変更になっても引き続き入所できるのか。また、平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した方が要介護 1・2 になった場合は、退所になるということか。

1 平成 27 年 3 月 31 日以前から特養に入所している要介護者については、4 月 1 日以降に要介護 1 又は 2 に変更になっても引き続き当該施設に入所し、介護保険の給付対象となることは可能。

2 平成 27 年 4 月 1 日以降に入所した方が要介護 1 又は 2 に変更になった場合については、特例入所の要件に該当すると認められる場合に限り、入所が認められる。

[全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A[10 月 22 日版]問 7 を基に作成]

Q 6 平成 27 年 3 月 31 日までに入所申込をしている、要介護 1・2 の方は、平成 27 年 4 月 1 日以降は特養に入所できないのか。

原則、入所できない。特例入所の要件に該当する場合は、優先入所の申込を行うことは可能。既に行った入所申込については、すぐに取り下げの必要はないが、施設から優先入所の申込を行うか、申込を取り下げるかの意思を申込者に確認していただきたい。

また、平成 27 年 3 月 31 日までに入所申込をされる方には、申し込みの際に予めその旨を説明いただきたい。

Q 7 要介護 1・2 の方が特養に入所できる要件は何か。

特例入所に当たっては、本人の心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められることが必要。

なお、特例入所に該当するか否かについては、施設が判断することになり、その際には、次の事情を考慮するものとする。

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

Q 8 【削除】

【申込関係】

Q 9 平成 27 年 4 月 1 日以降、要介護 1・2 の方からの、特養の入所申込の受付はできないのか。

要介護 1 又は 2 の入所は、優先入所として取り扱う場合に限られる。特例入所の要件に該当しかつ優先入所の申込を行う場合以外の、要介護 1 又は 2 の方の入所申込の受付については、入所申込者に申込順で入所できるという誤解を与える恐れもあり望ましくない。

やむを得ず入所申込を受け付ける場合は、施設においては、申込順で入所できない旨の説明を申込者に対し十分に行っていただきたい。

Q10 要介護 1・2 の方の入所申込は、ケアマネジャーを通じて行う必要があるのか。

要介護 1 又は 2 の方の特例入所申込については、優先入所として取扱うため、入所申込者本人の状態をもっともよく知っているケアマネジャーを通じて行っていただくことが望ましい。

Q11 要介護 1・2 の方について、施設において特例入所の要件に該当しないと判断された場合、入所申込の取り下げは必要か。

要介護 1 又は 2 の方について、施設で特例入所の要件に該当しないと判断された場合、入所申込の取り下げをしていただくのが望ましい。やむを得ず入所申込を取り下げない運用を行う場合でも、施設において、申込順で入所できない旨の説明を申込者に対し十分に行っていただきたい。

[全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A[10 月 22 日版]問 14 を基に作成]

Q12 特例入所の要件に該当し、困難な理由を付記する際、申込者本人及び家族が理由を記載すればよいか。

要介護 1 又は 2 の方の特例的な入所申込については、優先入所として取り扱うことから、申込者本人や家族のほか、入所申込者の本人の状況等を十分に把握しているケアマネジャーが、特例入所の要件に該当するかどうか、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由及びその理由について記載しても差し支えない。

[全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A[10 月 22 日版]問 15 を基に作成]

Q12-2 優先（特例）入所申込を複数の施設に行うことは可能か。

複数の施設に申込を行うことは、優先入所の趣旨から考えて望ましくないが、特養入所が入所者と施設の契約である以上、複数申込に対して、特に制限は行わない。

[平成27年5月22日改定版から追加]

Q12-3 居宅介護支援事業所1事業所当たりの優先（特例）入所申込者数の制限はあるのか。

本指針においては、入所申込者数の制限は行っていない。

[平成27年5月22日改定版から追加]

Q12-4 入所検討要領2(2)①エの「地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること」とはどのような場合をいうのか。

当該申込者が居宅で日常生活を継続するのに必要な訪問介護、訪問看護、通所介護などの介護サービスや配食サービスなどの生活支援サービスが居住地域で実施されていないため又は需要に対し供給が少ないなどの理由により実質的に利用が困難なため、サービスが受けられない場合をいう。

[平成27年5月22日改定版から追加]

【判定関係】

Q13 要介護1・2の申込者が、居宅において、日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があるかどうかを判定するに際し、検討要領2(2)①記載の事情以外を考慮してもよいか。

施設において、たとえば、検討要領2(2)①アに該当するものの基準として、認知症高齢者の日常生活自立度IV以上とするなど、要件を入所指針の目的を逸脱しない範囲で具体化することは差し支えないが、施設ごとで取扱いの差が生じ公平性の観点から問題が生じる恐れがあるため、新たな要件を設定することはできない。

[全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A[10月22日版]問4を基に作成]

Q14 現に入所している要介護1・2の方が入院等により一旦退所した場合、退院後にもとの施設への再入所を希望した場合には新規入所者として入所判定することになるのか。

お見込のとおり。新規入所者として入所判定する必要がある。

[全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A[10月22日版]問6を基に作成]

Q15 特例入所による申込者は、例外的に特養の入所申込ができるというだけあり、実際の優先入所対象者の選定にあたっては、要介護3以上の他の入所申込者と同じ審査基準で判断すればよいのか。

お見込のとおり。要介護1・2の方の入所に当たっては、入所申込者が特例入所の要件に該当するかどうかを検討した上で、該当した場合には、現行の優先入所同様、「申込者の心身の状況」や「家族の状況」等の勘案すべき事情に照らし、特養の入所必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう、入所の必要性を個別具体的に判断して頂きたい。

[全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A[10月22日版]問18を基に作成]

【保険者市町村への意見照会】

Q16 入所検討委員会で要介護1・2の方を優先入所対象者として優先入所対象者名簿に登載する場合、施設は、入所検討委員会の開催前に市町村に対し意見照会をする必要があるか。

入所決定までに、施設と市町村の間での必要な情報共有等が行われるのであれば、意見照会の時期は問わない。

Q17 市町村に対する意見照会は義務か。また意見照会を行ったが、市町村から回答がない場合はどう対応すればよいのか。

特例入所の判断に当たっては、入所申込者の介護保険者である市町村の適切な関与が必要である趣旨から、優先名簿の登載については、市町村への意見照会を行っていただきたい。

意見照会を行った結果、市町村から回答がない場合は、市町村の意見照会を踏まえずに判定を行うこともやむを得ない。

[全国介護保険担当課長会議資料についてのQ&A[10月22日版]問9を基に作成]

Q18 特例入所対象者を優先名簿に登載する際、施設が市町村に意見を求めることとしているが、施設から意見を求められた場合に意見を表明せず、市町村が事後的に実地指導等で確認する方法を原則としてもよろしいか。

施設から意見を求められた場合について、その際に意見を表明することなく、事後的に実地指導等で確認することは、入所者の処遇に困難を生じさせる恐れがあることから、入所

前に意見を述べる必要がある。

[全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A[10 月 22 日版]問 10 を基に作成]

Q19 施設は、市町村からの意見の内容も踏まえ、入所検討委員会において特例入所の必要性を判断するとされているが、市町村からの意見を踏まえた結果であれば、施設が市町村からの意見に反する判断をしても差し支えないか。

特例入所に該当するか否かについては、最終的に施設の判断となるが、施設と市町村の判断に齟齬が生じることがないように、適切に連携していただきたいと考えている。

[全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A[10 月 22 日版]問 11 を基に作成]

Q20 市町村への意見照会のひな形は示してくれるのか。

ひな形については、別紙のとおり。但し、意見照会又は意見表明に必要な内容が含まれていれば、独自の様式を使用することは差し支えない。

Q21 市町村への意見照会は、文書以外で行ってもよいか。又は市町村から施設への回答も、文書以外で行ってもよいか。

意見照会及び回答については、適切に記録を行う場合は、必ずしも文書で行う必要はないが、意見の照会及び回答を行った事実を残せるため、文書で行うのが望ましい。

Q22 意見書を作成するに際して、市町村の事務職員では判断が難しいため、介護認定審査会の委員といった専門職の意見を参考にしてもよろしいか。

お見込のとおり。参考にさせていただいて差し支えない。

[全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A[10 月 22 日版]問 16 を基に作成]

Q23 要介護 1・2 の方からの入所申込に対して、市長村が特例入所に該当しないと意見表明した場合、市町村の表明した意見に対し、当該要介護 1・2 の方が不服申し立てを行うことはできるのか。

特例入所の判断に当たって行われる市町村の意見の表明は、施設が行う判断を拘束するものでなく、不服申し立ての対象となる行為には該当しないものと考えている。

[全国介護保険担当課長会議資料についての Q&A[10 月 22 日版]問 17 を基に作成]

Q24 市町村の意見表明は、市町村長名で行う必要があるか。

市町村の意見表明方法は、市町村職員が施設の入所検討委員会に出席して意見を表明することも想定されていることから、意見書を作成することにより意見を表明する場合であっても、必ずしも市町村長名で行う必要はない。